

第 **146** 回
**定時株主総会
招集ご通知**

開催日時 2020年6月19日（金曜日）
午前10時

開催場所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
**ホテルキャッスルプラザ
3階「祥福の間」**

決議事項

- 第1号議案
取締役6名選任の件
- 第2号議案
監査役補欠者2名選任の件

当日ご出席の株主さまへの「お土産」は
とりやめとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

東洋機械金属株式会社

証券コード 6210

(証券コード6210)

2020年6月4日

兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1

東洋機械金属株式会社

取締役社長 田 畑 禎 章

株 主 各 位

第146回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日(木曜日)の営業時間終了時(午後4時45分)までに議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

36頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャスルプラザ 3階「祥福の間」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第146期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第146期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役補欠者2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人の監査には、本招集ご通知の添付書類のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会はクールビズで実施いたします。

◎代理人によるご出席の場合は、代理権を証する書面に加え、委任された株主様の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調がすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する取組みにつきましては、同封しております『当社第146回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について』をご確認ください。

※本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布をとりやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外では、米中貿易摩擦の長期化により、米中はもとより近隣諸国の経済を減速させるなど、景気は製造業を中心に不透明感が拡大し、市場環境の悪化が顕著となりました。さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響が世界経済に及ぼす懸念も日に日に高まりを見せており、不透明感がより一層深まる状況となりました。当社グループの事業に関連する業界は、国内外の設備投資の需要が自動車関連を中心に減速し、厳しい事業環境となりました。このような経営環境のもとではありますが、当社グループは、中長期的な事業計画・方針のもと、2021年3月期までの3ヵ年の中期経営計画「TOYO Great Global Plan 2020」の基本方針である“グローバル成長戦略の発展による事業の拡大、成長及び構造改革”に沿って、収益向上への事業活動を推進してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、自動車及び中国でのIT電子機器関連からの需要が低調であったことから、前期比20.2%減の247億9千4百万円、売上高は前期比4.2%減の304億5千3百万円となりました。このうち、国内売上高は前期比0.9%減の108億2千1百万円、海外売上高は前期比5.9%減の196億3千2百万円となり、海外比率は64.5%となりました。

損益につきましては、第2四半期連結累計期間以降の売上高が減少したことから生産操業度低下による固定費回収不足が生じ、営業利益は前期比30.6%減の14億2千6百万円、経常利益は前期比32.7%減の14億3千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比34.3%減の8億8千3百万円となりました。

以上のような業績結果によりまして、期末配当につきましては1株当たり5円とさせていただきます。なお、中間配当として1株当たり10円の配当を実施しておりますので、配当額は、年間では1株当たり15円となります。

部門別の状況は次のとおりであります。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内では、雑貨や容器類などの生活用品や医療機器関連向けの売上が増加しました。海外では、中国でのIT電子機器や自動車関連向けの売上は減少しましたが、欧州や米州での生活用品関連向けの売上が増加しました。この結果、国内と海外を合わせた受注高は前期比11.5%減の194億7千9百万円、売上高は前期比4.8%増の238億2千4百万円となりました。このうち海外売上高は158億1千9百万円で当部門の66.4%を占めることとなりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内では、自動車関連を中心に売上が減少しました。海外では、中国や東南アジアの売上が減少しました。この結果、国内と海外を合わせた受注高は前期比41.4%減の53億1千4百万円、売上高は前期比26.7%減の66億2千9百万円となりました。このうち海外売上高は38億1千2百万円で当部門の57.5%を占めることとなりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は13億2千万円となりました。主な設備投資としましては、射出成形機大型機組立工場の建設、生産管理システムの改修及び拡販のためのモニター機や展示機などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、第三者割当による自己株式の処分を行い、総額で10億2千5百万円の資金調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しております。

貸出コミットメントの総額 1,000百万円

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、欧州における一層の拡販の強化等を目的に、GM-Injection AGの株式154株（同社の発行済株式総数の30.2%）を5億5千1百万円で、2019年7月4日に取得しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第143期 2016年度	第144期 2017年度	第145期 2018年度	第146期 2019年度(当期)
売 上 高	27,707	30,878	31,780	30,453
経 常 利 益	1,822	2,130	2,137	1,438
親会社株主に帰属する当期純利益	1,505	1,407	1,344	883
1株当たり当期純利益 (円)	80.06	74.86	71.30	43.20
総 資 産	26,264	27,813	29,080	28,128
純 資 産	14,976	16,152	17,038	18,386
1株当たり純資産額 (円)	786.57	846.99	888.38	878.67

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、景気の低迷が顕著になる中、新型コロナウイルス感染拡大が世界各地で続き、国内外の経済活動に大きく影響し、深刻化の度合いを増しております。当社の事業に関連する業界におきましても、事業領域が国内外で多岐に渡るため、その影響が拡大する可能性があり、特に自動車関連の需要は早期回復が期待できない状況にあるなど、厳しい状況が続くものと予想されます。

このような厳しい市場環境のもとではありますが、当社グループは、変動する市場の需要に対してはスピード感をもって対応し、自社内に保有する総合的な営業力・技術力・生産力をもって、あらゆる業種のニーズに対応してまいります。営業面では、グローバル市場への営業力を強化し、積極的な営業展開で新規成長エリア・市場の開拓に努めてまいります。また、技術面では、当社の独自技術とカスタマイズ対応力を活かした顧客価値創造型の製品群を市場投入し、顧客の商品価値を高める“Customer's Value Up”を引続き展開してまいります。さらに生産面では、中大型機の生産増強のため、今夏に導入が予定される射出成形機大型機組立工場や大型機加工用マシニングセンターを駆使し、生産能力拡大や生産技術力を高めるとともに、生産効率化と部材の最適調達を推進し、安定した製品供給とコストダウンに努め、厳しい市場環境を乗り越え、来る市場回復に向けて迅速な事業展開を推進してまいります。

以上を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の程度や期間が不透明な状況ではありますが、現時点における次期の業績見通しにつきましては、売上高は前期比23.5%減の233億円、営業損失及び経常損失は3億7千万円、親会社株主に帰属する当期純損失は5億8千万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
東洋工機株式会社	千円 20,000	100 %	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	千円 10,000	100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械(常熟)有限公司	千元 47,789	100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	千CHF 510	30.2 %	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易(上海)有限公司、東洋機械金属(広州)貿易有限公司、東金股份有限公司の8社であります。

(8) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品
射 出 成 形 機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダ イ カ ス ト マ シ ン	ダイカストマシン及び周辺機器

(9) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	東京都 中央区
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼玉支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区

②子会社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
739名	15名増

(注) 従業員数は、在籍人員であります。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	400百万円
株式会社三井住友銀行	310百万円
株式会社みなと銀行	200百万円
株式会社山陰合同銀行	100百万円
株式会社百十四銀行	100百万円
株式会社中国銀行	90百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,703,000株（自己株式112,815株を含む）
 (3) 株主数 8,352名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
宇部興産機械株式会社	1,450 ^{千株}	7.04%
株式会社日本製鋼所	1,450	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,242	6.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,005	4.88
新明和工業株式会社	1,000	4.86
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	777	3.77
株式会社マールカ	622	3.02
株式会社山善	600	2.91
第一実業株式会社	400	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	296	1.44

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数（112,815株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、2019年4月17日付で自己株式（普通株式）1,700,000株を第三者割当の方法により処分しております。その概要、目的及び理由その他の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>）掲載の2019年3月25日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	田 畑 禎 章	
取 締 役 会 長	十 亀 和 則	
取 締 役	砂 元 一 水	管理本部長兼総務部長
取 締 役	森 克 巳	プラスター技術本部長兼輸出管理本部長兼プラスター技術部長
取 締 役	高 月 健 司	製造調達本部長
取 締 役	三 輪 恭 裕	海外営業本部長兼欧州営業部長
取 締 役	青 山 昌 樹	
取 締 役	市 橋 健	
常 勤 監 査 役	藤 本 隆 之	
監 査 役	下河邊 由 香	弁護士
監 査 役	高 橋 正 哉	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役青山昌樹氏及び市橋健氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び高橋正哉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役高橋正哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2019年6月26日開催の第145回定時株主総会において、高月健司氏及び三輪恭裕氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

2019年6月26日開催の第145回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐野充氏及び国松清氏は任期満了により退任いたしました。

③当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
砂元一水	取締役 管理本部長兼総務部長 兼CSR室長	取締役 管理本部長	2019年5月13日
	取締役 管理本部長兼総務部長	取締役 管理本部長兼総務部長 兼CSR室長	2020年1月1日
森克巳	取締役 プラスター技術本部長 兼輸出管理本部長	取締役 プラスター技術本部長	2019年5月13日
	取締役 プラスター技術本部長 兼輸出管理本部長 兼プラスター技術部長	取締役 プラスター技術本部長 兼輸出管理本部長	2019年12月1日
十亀和則	取締役会長	代表取締役社長 兼生産統括本部長	2019年6月26日
田畑禎章	代表取締役社長	常務取締役 営業統括本部長	2019年6月26日
三輪恭裕	取締役 海外営業本部長 兼欧州営業部長	取締役 海外営業本部長	2019年11月21日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	10	135
(うち社外取締役)	(2)	(12)
監査役	3	25
(うち社外監査役)	(2)	(12)
計	13	161

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与等は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、譲渡制限付株式付与のための報酬額(取締役8名に対し33百万円)を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の青山昌樹氏、市橋健氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
青山昌樹	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、金融機関等で培った知識経験等に基づき、当社の経営や企業統治に関する適切な意見を述べております。 この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたりるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
市橋健	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、メーカーにおける豊富なモノづくり経験及び販売会社における社長経験等に基づき、当社の経営の監督と重要事項の決定に関する適切な意見を述べております。 この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
下河邊由香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
高橋正哉	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋機械（常熟）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デュー・デリジェンスに係る業務を委託しております。また、当社は、会計監査人に対して、インド支店設立に係る証明書作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が当社株主総会により選任された会計監査人につき、その解任または不再任の決定の判断を行うにあたっての方針を次のとおり定めております。なお、当該方針は2016年3月25日開催の監査役会で承認されたものであります。

【決定方針】

- (i) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事案に応じ、監査役全員の同意により解任し、または、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ①会社法第340条第1項第1号または第2号に定める事由に該当すると判断した場合
- ②上記①の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、適正に監査を遂行することが困難であると判断した場合
- (ii) 監査役会は、上記(i)の各事由の有無にかかわらず、より適切な監査環境を確保するため、当該会計監査人の最初の就任時から5年毎を目途として、当該会計監査人による監査継続の是非を検討し、その変更が妥当と判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議しております。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社で構成される当社グループ（以下、当社グループという。）は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を設置し、業務の適正な運営の確保に関する重要事項について取締役社長及び取締役会に答申する体制とするとともに、具体的な施策の実行については、コンプライアンス・リスク管理委員会等を通じて行うこととする。監査室は、内部統制委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらを閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるために取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について、協議・情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるように、グループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務の執行が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して、取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

⑦当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役または使用人に対して説明を求めることができる。

⑧その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①10月を企業倫理月間として定め、コンプライアンスに関する社長メッセージを社内報で発信するとともに、全従業員を対象に研修を実施し「東洋機械金属グループ行動基準」の徹底を図りました。
- ②一般従業員向けのパワーハラスメント講演会や理解度チェックを実施した他、各種研修やEラーニングを通じコンプライアンスについての知識・意識の向上を図りました。この他、就業規則にはパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの禁止に加えてマタニティーハラスメントの禁止を追加しました。
- ③内部統制の充実のため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会において、内部統制の進め方や現状の課題について討論し、改善を進めました。

- ④ 9月には当社グループ社員を対象に職場の働きやすさに関するアンケート調査を実施し、コンプライアンスに関する設問を設けることにより職場実態についての検証を行いました。また、内部通報窓口については、秘密保持と不利益取り扱いの禁止についてメッセージを発信するとともに、第三者である法律事務所を含む通報窓口を社内に周知いたしました。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染対策については、2月、3月は産業医の指導等をもとに従業員の体調管理、一般的なウイルス感染対策の啓発、出張制限等を実施しました。4月からは状況の変化に対して迅速な対応が行えるよう新型コロナウイルス対策本部を設置し対策の強化、徹底を図ることとしました。
- ⑥ 毎月取締役会及び経営会議を開催して、法令や規則等で定められた事項並びに経営戦略、予算の策定、設備投資及び業績のフォロー等の業務執行上の重要な事項について審議しました。また、グループ経営会議等を通してグループ全体の情報共有や経営目標の進捗状況等のレビューを行いました。
- ⑦ 監査役会は12回開催し、監査方針及び監査計画を決定するとともに、それに基づく取締役や経営幹部の業務執行状況及び法令・定款等の遵守状況等について監査を実施しました。また、監査にあたっては、常勤監査役が主要会議等で入手した社内情報や監査室の業務監査結果等も踏まえて実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としています。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

配当につきましては、収益の向上と経営基盤の強化を図りつつ、安定的な配当と収益に応じた配当とのバランスを考慮して決定しております。

当期の期末配当に関しては次のとおりであります。

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき5円
- ・ 配当総額：102,950,925円
- ・ 効力発生日：2020年6月22日

尚、中間配当を次のとおり実施しております。

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき10円
- ・ 配当総額：205,903,050円
- ・ 実施日：2019年12月2日

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,061	流動負債	7,161
現金及び預金	5,054	支払手形及び買掛金	3,101
受取手形及び売掛金	5,827	電子記録債務	891
電子記録債権	1,642	短期借入金	900
商品及び製品	2,750	1年内返済予定の長期借入金	200
仕掛	2,482	未払費用	648
原材料及び貯蔵品	407	未払法人税等	73
その他	903	製品保証引当金	89
貸倒引当金	△8	役員賞与引当金	7
		その他	1,249
固定資産	9,067	固定負債	2,580
有形固定資産	6,825	長期借入金	100
建物及び構築物	3,725	退職給付に係る負債	2,471
機械装置及び運搬具	1,796	その他	9
工具、器具及び備品	118	負債合計	9,742
土地	780	(純資産の部)	
リース資産	3	株主資本	18,117
建設仮勘定	400	資本金	2,506
無形固定資産	644	資本剰余金	2,382
ソフトウェア	174	利益剰余金	13,268
ソフトウェア仮勘定	360	自己株式	△40
その他	109	その他の包括利益累計額	△25
投資その他の資産	1,597	その他有価証券評価差額金	52
投資有価証券	968	繰延ヘッジ損益	△0
繰延税金資産	492	為替換算調整勘定	△14
退職給付に係る資産	87	退職給付に係る調整累計額	△63
その他	53	非支配株主持分	294
貸倒引当金	△3	純資産合計	18,386
資産合計	28,128	負債・純資産合計	28,128

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,453
売 上 原 価		23,832
売 上 総 利 益		6,621
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,194
営 業 利 益		1,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13	
固 定 資 産 賃 貸 料	67	
そ の 他	76	158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
固 定 資 産 除 却 損	7	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8	
為 替 差 損	66	
そ の 他	57	145
経 常 利 益		1,438
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	96	96
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,355
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	395	
法 人 税 等 調 整 額	59	455
当 期 純 利 益		900
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		883

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	2,506	2,053	12,874	△749	16,685
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△489		△489
親会社株主に帰属する 当期純利益			883		883
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		329		709	1,038
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	329	394	709	1,432
2020年3月31日残高	2,506	2,382	13,268	△40	18,117

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替調整	換算勘定 退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
2019年4月1日残高	74	△0	28	△8	93
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△21	△0	△42	△54	△119
連結会計年度中の変動額 合計	△21	△0	△42	△54	△119
2020年3月31日残高	52	△0	△14	△63	△25

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
2019年4月1日残高	260	17,038
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△489
親会社株主に帰属する 当期純利益		883
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		1,038
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	33	△85
連結会計年度中の変動額 合計	33	1,347
2020年3月31日残高	294	18,386

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,331	流動負債	7,483
現金及び預金	3,227	買掛金	3,496
受取手形	1,512	電子記録債権	838
売掛金	1,640	短期借入金	1,200
商品及び製品	4,533	1年内返済予定の長期借入金	200
仕掛品	1,736	未払金	153
原材料及び貯蔵品	1,547	未払費用	520
前払費用	173	役員賞与引当金	7
未収入金	54	製品保証引当金	88
未払消費税等	87	前受り金	322
短期貸付金	440	設備関係未払金	46
その他貸付金	300	固定負債	556
貸倒引当金	86	長期借入金	53
固定資産	△10	退職給付引当金	2,164
有形固定資産	9,415	その他	100
建物	6,430	負債合計	2,056
構築物	3,295		8
機械及び装置	92		
車両運搬具	1,740	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	14	株主資本	15,046
土地	102	資本金	2,506
建物	780	資本剰余金	2,382
無形固定資産	3	資本準備金	2,028
ソフトウェア	400	その他資本剰余金	353
ソフトウェア	524	利益剰余金	10,196
その他	157	利益準備金	203
投資その他の資産	360	その他利益剰余金	9,993
投資有価証券	5	固定資産圧縮積立金	740
関係会社株式	2,460	別途積立金	3,750
関係会社出資金	426	繰越利益剰余金	5,502
前払年金費用	651	自己株式	△40
繰延税金資産	828	評価・換算差額等	52
その他	58	繰延ヘッジ損益	52
貸倒引当金	463		△0
	35		
	△3		
資産合計	24,746	純資産合計	15,098
		負債・純資産合計	24,746

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		27,007
売 上 原 価		22,269
売 上 総 利 益		4,737
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,149
営 業 利 益		587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	382	
そ の 他	224	606
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
為 替 差 損	0	
そ の 他	60	67
経 常 利 益		1,127
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	96	96
税 引 前 当 期 純 利 益		1,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	161	
法 人 税 等 調 整 額	43	205
当 期 純 利 益		838

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2019年4月1日残高	2,506	2,028	24	2,053	203
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			329	329	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	329	329	—
2020年3月31日残高	2,506	2,028	353	2,382	203

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日残高	743	3,750	5,150	9,847	△749
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△2		2	—	
剰余金の配当			△489	△489	
当期純利益			838	838	
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					709
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△2	—	352	349	709
2020年3月31日残高	740	3,750	5,502	10,196	△40

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	13,658	74	△0	74	13,732
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	-				—
剰余金の配当	△489				△489
当期純利益	838				838
自己株式の取得	△0				△0
自己株式の処分	1,038				1,038
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)		△21	△0	△22	△22
事業年度中の変動額合計	1,387	△21	△0	△22	1,365
2020年3月31日残高	15,046	52	△0	52	15,098

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋機械金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

東洋機械金属株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問し、意見を述べました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、子会社に赴き、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

東洋機械金属株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本隆之 ㊞

社外監査役 下河邊由香 ㊞

社外監査役 高橋正哉 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、取締役会に占める社外取締役の比率を3分の1とすることとし、取締役を2名減員し取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たばた よしあき 田畑 禎章 (1961年10月30日生)	1985年4月 当社入社 2002年4月 海外営業本部中国部長 2003年10月 海外営業本部アジア部長 2011年6月 執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼欧米営業部長 2013年1月 執行役員 営業本部副本部長 2014年6月 取締役 海外営業本部長 2015年1月 取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長 2018年6月 常務取締役 営業統括本部長 2019年6月 代表取締役社長（現在）	26,000株
		【取締役候補者とした理由】 田畑禎章氏は、2019年6月に代表取締役に就任して以降、豊富な海外経験と長年に亘り営業部門のリーダーを務める中で培われた高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってまいりました。これらの経験や知識を活かして、企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	もり かつ み 森 克 巳 (1960年6月20日生)	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2008年10月 プラスター営業技術部長</p> <p>2009年8月 開発技術部長兼プラスター設計部長</p> <p>2010年6月 執行役員 開発技術本部長</p> <p>2013年4月 執行役員 開発技術本部長兼プラスター第1設計部長兼技術管理部長</p> <p>2014年2月 執行役員 技術本部長</p> <p>2014年6月 取締役 技術本部長</p> <p>2015年4月 取締役 プラスター技術本部長</p> <p>2019年5月 取締役 プラスター技術本部長兼輸出管理本部長</p> <p>2019年12月 取締役 プラスター技術本部長兼輸出管理本部長兼プラスター技術部長</p> <p>2020年4月 取締役 プラスター技術本部長兼輸出管理本部長 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 森克巳氏は、長年に亘り技術部門のリーダーとして、製品・技術の開発業務や顧客への技術サポートに努めてきました。また、豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を活かして、企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	33,400株
3	たか つき けん じ 高 月 健 司 (1963年6月8日生)	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2010年3月 製造部長</p> <p>2016年4月 総務部長兼環境管理センター長</p> <p>2016年6月 執行役員 総務部長兼CSR室長兼環境管理センター長</p> <p>2017年6月 執行役員 輸出管理本部長兼総務部長兼CSR室長兼環境管理センター長</p> <p>2019年5月 執行役員 製造調達本部長</p> <p>2019年6月 取締役 製造調達本部長 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 高月健司氏は、メーカーの要となる製造関係の豊富な経験を有していることに加えて、総務部門リーダーとして経験を積んでおります。このような経験に基づく幅広い視点を活かして、経営体制の強化・充実及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	17,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>み　　わ　　やす　　ひろ 三　　輪　　恭　　裕 (1966年3月14日生)</p>	<p>1990年4月 当社入社 2011年5月 東洋機械（常熟）有限公司副総経理 2013年1月 東洋機械（常熟）有限公司総経理 2018年6月 執行役員 海外営業本部長 2019年6月 取締役 海外営業本部長 2019年11月 取締役 海外営業本部長兼欧州営業部長（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 三輪恭裕氏は、設計部門出身ではありますが、海外営業、海外製造現地法人責任者としても豊富な知識・経験を有しております。これらの経験や知識を活かして、今後の経営の重要事項の決定及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>12,100株</p>
5	<p>あ　　や　　まさ　　き お　　山　　昌　　樹 (1953年9月29日生)</p>	<p>1976年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入社 1999年10月 同社大津支店長 2001年7月 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))融資部長 2004年4月 三洋化成工業(株)財務グループ長 2005年9月 三信振興(株)大阪支店損害保険部長 2007年6月 同社 取締役大阪支店長 2012年10月 三泉トラスト保険サービス(株)取締役執行役員 2015年6月 当社取締役（現在）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 青山昌樹氏は、出身の金融機関等の経歴を通して培った豊富な知識や経験等を活かし、取締役会では積極的な発言や提言を行っていただいております。引き続き経営の監督をしていただくことが当社の企業価値向上に必要と判断しましたので、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。</p>	<p>0株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6 ※	やま だ みつ お 山 田 光 夫 (1956年1月11日生)	1980年4月 日本ペイント(株)入社 2009年4月 同社 自動車塗料事業本部電着塗料技術部長 2012年4月 同社 執行役員自動車塗料事業本部副事業部長 2013年4月 同社 上席執行役員自動車塗料事業本部長 2015年4月 日本ペイントホールディングス㈱常務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス㈱代表取締役社長 2018年1月 日本ペイントホールディングス㈱専務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス㈱代表取締役社長 2019年1月 日本ペイント・オートモーティブコーティングス㈱常勤相談役 【社外取締役候補者とした理由】 山田光夫氏は、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関して豊富な経験を有しておられ、幅広い見識を基に経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分役割を果たしていただけるものと判断しましたので、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 青山昌樹氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 山田光夫氏は社外取締役候補者であり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役候補者の青山昌樹氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当社は、青山昌樹氏の再任が承認された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の山田光夫氏が社外取締役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

[独立性判断基準]

当社は、社外取締役、社外監査役の独立性を確保するため、独立社外役員選任基準を次の通り定めています。

1. 当社及び当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にも同様に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社の議決権所有割合10%以上を保有する主要株主またはその重要な業務執行者（取締役、執行役及び執行役員）でないこと。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度において当社との取引における当社への対価の支払額が当社の連結売上高の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）の業務執行者でないこと。
5. 当社の主要な金融機関（過去3年間において借入額が連結総資産の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬または寄付（直近事業年度において、年間1千万円以上または連結総資産の2%超）を受けている個人や法人の重要な業務執行者でないこと。
7. 当社及び当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内）でないこと。
8. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2～7の何れかに該当する者でないこと。

第2号議案 監査役補欠者2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該監査役補欠者の候補者のうち、宮本志郎氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、井川浩典氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	みやもと し ろう 宮本志郎 (1962年3月23日生)	1984年4月 当社入社 2009年4月 営業技術本部プラスター営業技術部長 2010年1月 開発技術本部プラスター技術部長 2011年6月 営業本部中国・東アジア統括営業部中国テクニカルサポートセンター長 2013年4月 営業本部プラスター技術部長 2017年4月 知的所有権部長 2019年5月 知的財産部長 (現在) 【補欠監査役候補者とした理由】 宮本志郎氏は、入社以来、設計、営業技術、最近では知的財産関係と幅広く業務を経験してきており、豊富な知識・経験を活かして、監査業務を適切に遂行できるものと判断しております。	2,800株
2	い がわ ひろ のり 井川浩典 (1975年5月20日生)	1999年11月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 大阪事務所入所 2003年9月 公認会計士登録 2006年1月 公認会計士井川浩典事務所開業 (現在) 2006年10月 税理士登録 2018年8月 清友監査法人 社員就任 (現在) 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 井川浩典氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査役候補者井川浩典氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は井川浩典氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 宮本志郎氏及び井川浩典氏が監査役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏と責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月18日（木曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第146回 定時株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテルキャッスルプラザ

3階「祥福の間」

電話 (078) 927-1111

